

歴史まちづくり行政の裾野拡大に向けた 施策について（住民参画・普及啓発等）

令和 7 年 12 月 8 日
国土交通省都市局

歴史まちづくりにおける住民等の参画について

- 近年のまちづくりのプロセスにおいては、全国各地で官民連携での公共空間活用やエリアマネジメントなど、民間団体や市民を巻き込んで都市の魅力向上につなげる取組が進んできている。
- 市町村の取り組む歴史まちづくりに民間団体や市民が参画する仕組みとして、「歴史的風致維持向上支援法人」の指定制度があるが、全国での指定事例は9市町にとどまる。

■歴史的風致維持向上支援法人：指定されると、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理、歴史的風致形成建造物の所有者に対する助言等の援助、歴史的風致維持向上協議会への参画等が可能となり、民間活力を活用した歴史的風致の維持向上を図ることができる。

■歴史的風致維持向上支援法人 指定実績（令和7年3月末現在）

9市町 17法人を指定

白河市、栃木市、川越市、浜松市(2)、和歌山市(2)、萩市、太宰府市(3)、基山町(2)、熊本市(4)

■歴史的風致維持向上支援法人による活動事例（萩市）

特定非営利活動法人萩まちじゅう博物館を指定し（H21.4.1）、萩博物館の館内ガイド、萩ものしり博士・こどもものしり博士検定、歴史的建造物の修理等、様々な取組を推進。



萩博物館での館内ガイド



萩ものしり博士・こどもものしり博士検定



ワンコイントラストで修理が実現した
井上勝邸旧門

市民、企業、NPOなど、多様な民間主体が公共主体と連携・協働することにより、都市空間の魅力向上や活性化をはかる取組み

Case

堂島川を眼下に望む 河川敷の川床店舗群

北浜テラス

北浜水辺協議会



民間事業者や市民団体の手によって運営され、任意団体として全国で初めて、河川敷の包括的占用者としての許可を受け、一年を通じた営業を行っている。

Case

住民もカフェも 運営に参加する公園

南池袋公園

南池袋公園をよくする会



公園の全面改修にあわせて地域貢献に高い意欲をもつカフェ運営事業者を選定。地域の住民やカフェ事業者らと豊島区で組織を構成し、新しいスタイルで公園の運営を行っている。

Case

超・高稼働率の 全天候型市民広場

グランドプラザ

まちづくりとやま株式会社



再開発事業にあわせ、道路空間を再編して広場を整備。まちづくり会社を中心に市民組織がこれをサポートしながら運営を行い、子どもから高齢者まで、幅広い市民が集まる場となっている。

エリアの課題解決をエリアの価値向上へとつなげる、クリエイティブな都市を目指す都市再生の取り組み

Case

質の高い都市空間形成と 多様なソフト事業の展開

大手町・丸の内・有楽町

大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会＋
NPO 法人 大丸有エリアマネジメント協会



多様なエリアマネジメント団体が互いに連携・補完し、「新しい価値」「魅力と賑わい」の創造に向けた取り組みが行われている。丸の内仲通りは国家戦略道路占用事業を適用区域に指定され、「人が中心」の空間へと道路空間の再配分が行われている。

Case

新たな仕組みによる 都市空間のマネジメント

グランフロント大阪

一般社団法人グランフロント大阪TMO



都市再生特別措置法と国家戦略特区の枠組みにより、公共空間を一体的に活用した賑わいづくりや、地域の回遊性の向上に向けた交通サービス事業、まちの賑わいを創出するイベント・プロモーション事業など、地区全体の持続的な発展に向けた取り組みを行っている。

Case

賑わいと財源を生みだす 地下歩行空間の広場化

札幌駅前通地下歩行広場 (チ・カ・ホ)

札幌駅前通まちづくり株式会社



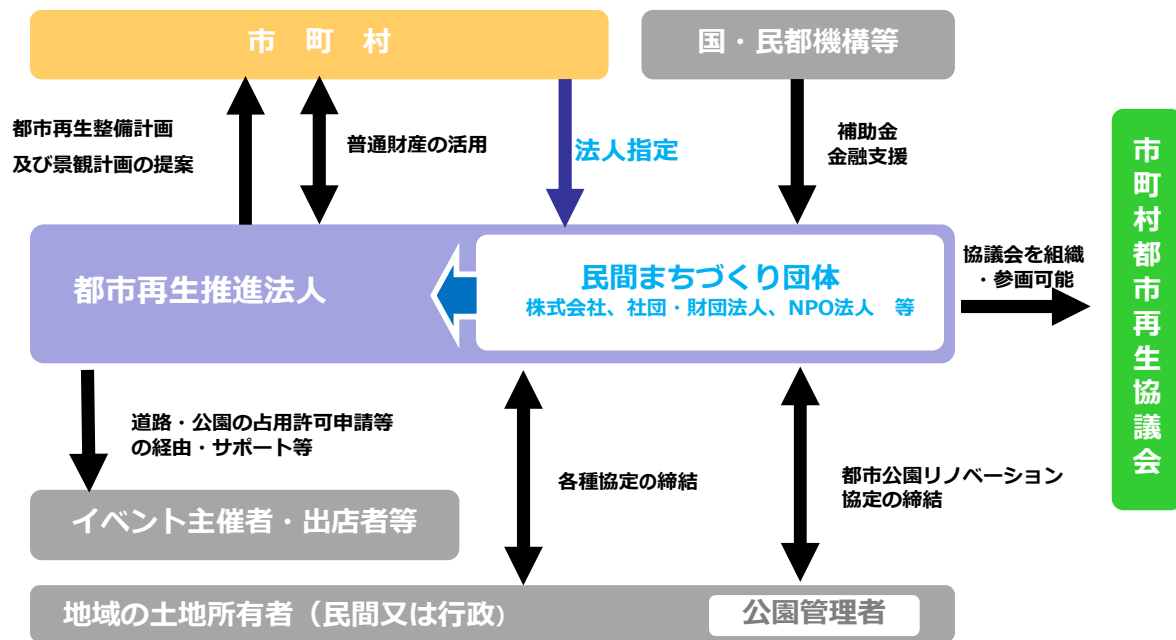
札幌駅前通地下歩行空間の整備時に、道路空間の一部を条例で広場として位置づけ、まちづくり会社が管理運営と収益事業を実施している。一般へも有料で貸出を行っているほか、壁面などを活用して広告事業を行っており、収益の一部は地域のまちづくり活動の財源として還元している。

(参考) エリアマネジメントを支える人材 (主体) に係る制度

(都市再生推進法人制度：H19～)

都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会
第6回事務局資料 (R7.3.17)

- 都市再生推進法人制度により、優良な民間まちづくり団体を市区町村が指定し、各種特例措置や予算支援等を通じて活動を支援。
- 都市利便増進協定への参加により、地域住民等のエリアマネジメントの取組の持続性を担保。



- ★ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度の向上及び公平性の担保
- ★ 指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待



NPO大丸有エリアマネジメント協会

大手町・丸の内・有楽町地区と
いった都心のビジネス街を中心
に活動しており、ワーカーや来街
者などの多様な人々を対象に
地域の活性化や環境改善、コ
ミュニティの形成に関する事業を
実施。



まちづくり福井株式会社

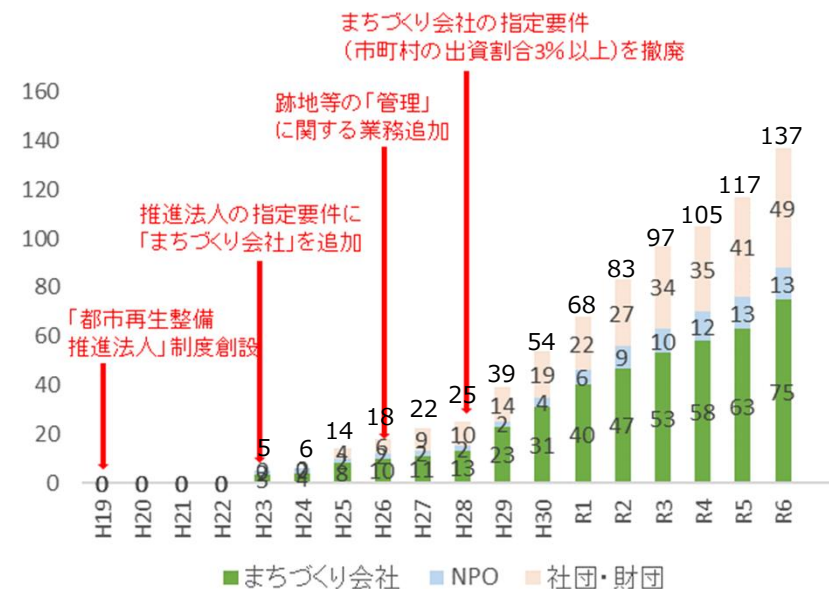
中心市街地活性化のため設立
された第三セクター。コミュニ
ティバス運行、リノベーション
スクール開催、指定管理事業等
により、駅前の再開発とリンクし
つ、まちなかの賑わいを創出。



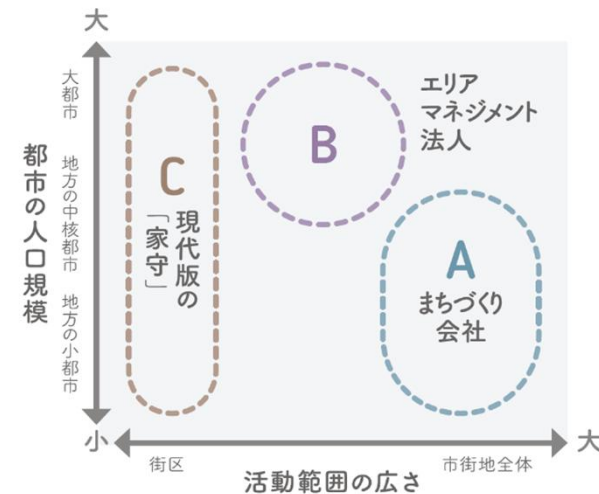
株式会社紀州まちづくり舎

市が進めるリノベーションまち
づくりの取り組みの中で立ち上
った家守会社。飲食店を自ら運
営するほか、定期的にマーケット
イベントを開催。

■都市再生推進法人 指定数の推移 (累積)



■都市再生推進法人のタイプごとの特徴



- 市町村は、歴史的風致の維持向上について専門的知識や実績等を有するNPO法人等を、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人として指定することができる（法34条）。
- 歴史的風致維持向上支援法人に指定されると、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理、歴史的風致形成建造物の所有者に対する助言等の援助、歴史的風致維持向上協議会への参画等が可能となり、民間活力を活用した歴史的風致の維持向上を図ることができる。

■ 指定実績（令和7年3月末現在）

9市町17法人を指定

白河市、栃木市、川越市、浜松市(2)、和歌山市(2)、萩市、太宰府市(3)、基山町(2)、熊本市(4)

法第三十四条（歴史的風致維持向上支援法人の指定）

市町村長は、…次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

法第三十五条

支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施しようとする者に対し、当該事業に関する**知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助**を行うこと。
- 二 認定重点区域又は歴史的風致維持向上地区計画の区域において歴史的風致維持向上施設の**整備に関する事業を実施**すること、又は当該区域における歴史的風致維持向上施設の**整備に関する事業に参加**すること。
- 三 前号の歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に**有効に利用できる土地**であつて政令で定めるものの**取得、管理及び譲渡**を行うこと。
- 四 歴史的風致形成建造物の**管理又は修理に関し、必要な助言その他の援助**を行うこと。
- 五 第二十二条第一項に規定する農業用排水施設又は第二十七条第一項に規定する**施設の管理**を行うこと。
- 六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する**調査研究**を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、**地域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な業務**を行うこと。

歴史的風致維持向上支援法人について（各法人の概要）

	法人名	指定年月日	法人の設立目的・事業概要	支援法人としての業務実績
1	特定非営利活動法人 しらかわ建築 サポートセンター ＜福島県 白河市＞	平成23年 7月6日	福島県県南地方において、他の特定非営利活動法人、地域社会活動法人等と連携し、まちづくり、地域景観の保全、災害時の復興・救援、地域の安全活動、福祉の推進を図る。建築技術の専門知識を生かしながら、地域の良好な社会基盤の維持・保全に寄与する。	○審査指導業務の遂行に必要なマニュアルの作成 ○歴史的風致維持向上推進等調査「地域で循環する歴史的建造物の修理システムの構築」 ○伝統的技術伝承事業として、歴史的建造物の改修・補修方法の研修会を毎年実施する等
2	NPO法人 とちぎ蔵の街職人塾 ＜栃木県 栃木市＞	令和2年 7月15日	一般市民や次代を担う若者に対して伝統建築に関する普及啓発を行うとともに、歴史的建造物の修理に係る相談や設計・施工、調査研究。その実践を通じて伝統建築に関心を持つ技術者及び技能者の育成と修理技術の研鑽を図り、以て栃木市の特徴的な歴史文化遺産を永続的に保全しつつ、安全安心な暮らしの確保に寄与する。	○歴史的建造物調査業務 ○職人塾と栃木市との定例勉強会（蔵まちPP未来志向フォーラム）の実施（計6回）
3	特定非営利活動法人 川越蔵の会 ＜埼玉県 川越市＞	平成30年 5月11日	地域に根ざした市民としての自覚を持ってまちづくりを自ら実践するとともに、住民が主体性を持って行うまちづくりの支援を行うことによって地域社会の発展に寄与することを目的とする。	○NPOが核となる設計・施工・不動産業者等ネットワーク構築、ネットワークにおける情報・技術等の共有の検証 ○第42回全国町並みゼミ川越大会事務局
4	特定非営利活動法人 和歌の浦自然・歴史・文化支援機構 ＜和歌山県 和歌山市＞	平成30年 11月3日	和歌山市及び海南市地域等の「和歌の浦」の自然・歴史・文化に対して、地域住民との協働でその保護・普及・活用に関する事業を行うことで、地域を訪れる人々の満足度の向上、地域コミュニティの活性化、文化財を生かした地域の魅力発信や観光の振興を図る。	和歌の浦、雑賀崎灯台周辺、水軒川等の清掃・美化活動、和歌の浦ガイド施設を考えるワークショップの開催、等
5	特定非営利活動法人 和歌浦 ＜和歌山県 和歌山市＞	平成30年 11月3日	幅広い年代の一般住民に対して、運動及びスポーツの振興や普及を推進することで、住民の健康維持や社会教育、子どもの健全育成を図るとともに、豊かな自然を生かした地域産業や環境保全、福祉や雇用の充実したまちづくりを推進する。	和歌祭の開催・継承活動、市内小学生向け和歌祭体験ワークショップの開催 等
6	NPO萩まちじゅう博物館 ＜山口県 萩市＞	平成21年 4月1日	「萩まちじゅう博物館構想」に基づき、市民及び行政と協働して、萩市の都市遺産を再発見し、情報の管理や活用等を通じて、都市遺産を守り育て、次世代に継承する。	○ワンコイントラスト（100円信託）運動の実施 ○萩の文化・自然・歴史を紹介する研修の開催 ○渡辺高蔵旧宅整備事業に関する助言や援助
7	特定非営利活動法人 都市・建築遺産 保存支援機構 ＜福岡県 太宰府市＞	平成23年 8月19日	わが国に固有の都市遺産・建築遺産の保存を希求し将来世代へ護り伝えるため、都市史学、建築史学、都市計画学を基盤として、これら遺産の保存・活用を支援する事業を適切かつ確実に行うことを目的とする。	○光明寺築地塀修復事業 ○小田礎風邸保存修理指導 ○甘木屋（高田照子）邸保存修理指導 ○吉嗣邸保存修理助言 等
8	特定非営利活動法人 古都大宰府の風を育む会 ＜福岡県 太宰府市＞	平成24年 11月30日	会員相互の協力により、中立的立場で自然環境及び文化遺産の保全・維持・研究・事業を行う不特定多数のものに対し、それらの活動の助成及び支援を行う。自然環境の健全化などを主体に地域社会の雇用の創出及び環境資源の創出に寄与することを目的とする。	○四王寺山の環境保存活用事業

歴史的風致維持向上支援法人について（各法人の概要）

	法人名	指定年月日	法人の設立目的・事業概要	支援法人としての業務実績
9	一般社団法人 まほろば自然学校 ＜福岡県 太宰府市＞	令和1年 6月1日	会員相互の協力により、中立的立場で自然環境及び文化遺産に関する保全・維持・研究・事業を行う不特定多数のものに対して、それらの活動の助成及び支援を行う。自然環境の健全化などを主体に地域社会の雇用の創出及び環境資源の創出に寄与することを目的とする。	○四王寺山の環境保存活用事業
10	特定非営利活動法人 基山の歴史と文化を 語り継ぐ会 ＜佐賀県 基山町＞	令和2年 8月7日	基山町民が先人たちのつないできた文化遺産を自ら調べ、学び、伝え、そして参画することを通して、かつてあった相互扶助意識に根差した「住民力」を高め、孤立社会を乗り越えた自助・共助・公助の精神に立ち戻る「絆」を結ぶ顔見知り社会の構築に寄与することを目的とする。	歴史的風致啓発に係るきやま創作劇創作劇ダイジェスト版の制作、文化遺産調査、町内遺跡周知活用事業
11	特定非営利活動法人 都市・建築遺産 保存支援機構 ＜佐賀県 基山町＞	令和2年 10月6日	一般市民及び団体に対して、我が国の都市遺産・建築遺産の価値を読み解き、将来世代へ護り伝えるため、都市史学、建築史学、都市計画学を基盤として、これら遺産の保存・活用を支援する調査研究、計画策定、設計監理、設計指導、技術研鑽、啓発普及などの事業を行い、わが国の学術・文化・芸術の向上を図ることを目的とする。	○歴史的風致形成建造物の調査
12	一般社団法人 川尻まちづくり ＜熊本県 熊本市＞	令和4年 5月27日	川尻地区及びその周辺地区の地域資源、人的資源の活用、地域内外の交流を促進する事業を行うことで、川尻地域の活性化及びまちづくりに寄与することを目的として設立。	○所有者からの町屋等の維持管理の相談への助言 ○空き町屋への事業者誘致活動 ○重点区域川尻地区に関する情報発信
13	一般社団法人 KIMOIRIDON ＜熊本県 熊本市＞	令和4年 5月27日	地域にある不動産を有効活用する仕組みづくりを通して、連鎖的かつ持続的な地域の活性化を目指し、地域住民の生活の向上と地域文化の継承・発展に寄与することを目的として設立。	○町屋等のマッチング・サブリース事業 ○重点区域古町地区に関する情報発信
14	一般社団法人 一新まちづくりの会 ＜熊本県 熊本市＞	令和4年 5月27日	地域の活性化と住民の福祉向上、居住環境の調和を図り、歴史・伝統・文化・自然等の資源を活かした文化度の高い快適な暮らしが出来るまちづくり推進を目的として設立。	○重点区域一新地区に関する情報発信 ○地域の学校と連携した授業実施
15	NPO法人 熊本まちなみトラスト ＜熊本県 熊本市＞	令和4年 5月27日	熊本県市民の財産として後世に継承するにたる街並み資源を保存し、かつ、その活用を図ることにより、熊本の地域文化の向上に寄与することを目的として設立。	○歴まちに関する調査研究活動 ○歴史的建造物に関する情報発信
16	NPO法人 わたぼうしランドデザイン ＜静岡県 浜松市＞	令和7年 3月24日	社会を構成する全ての人が暮らしやすいユニバーサル・デザイン型の社会を作ることを目的として設立。平成27年からは中山間地域の活性化、地域コミュニティの維持、歴史的な集落景観の保全、ICTを活用した地域の魅力発信などに取り組んでいる。	○国指定重要無形民俗文化財「川名のひよんどり」 ○市指定無形民俗文化財「勝坂神楽」の継承活動
17	一般社団法人 College Impact Japan ＜静岡県 浜松市＞	令和7年 3月24日	大学生等の社会起業により社会を変革したいという夢の実現への支援を通して社会に貢献することを目的として設立。わたぼうしランドデザインと連携して中山間地域の活性化にも取り組む。	○国指定重要無形民俗文化財「川名のひよんどり」 ○市指定無形民俗文化財「勝坂神楽」の継承活動

歴史的風致維持向上支援法人について（法人へのアンケート調査）

歴まち支援法人になって良かったこと

- ・「行政からの信頼が高まることで、優先的に事業の受託ができるようになった」といった回答が、「しらかわ建築サポートセンター」、「川越蔵の会」、「和歌の浦自然・歴史・文化支援機構」、「萩まちじゅう博物館」「古都大宰府の風を育む会」の5団体からあった。
- ・そのほか、「専門的な知見からの助言ができるようになった」といった回答が、「とちぎ蔵の街職人塾」、「都市・建築遺産保存支援機構」の2団体からあった。

歴まち支援法人として、事業を実施するにあたり抱えている課題

○財政・金銭面の課題

- ・「しらかわ建築サポートセンター」、「川越蔵の会」では、事業や活動の費用の捻出を課題としている。「古都大宰府の風を育む会」では専門業者への依頼の際の費用捻出を課題としている。

○人材・マンパワーの課題

- ・「しらかわ建築サポートセンター」、「萩まちじゅう博物館」、「都市・建築遺産保存支援機構」では、現在の職員では通常業務や能動的な業務の遂行が限界である旨の回答である。
- ・「川越蔵の会」、「和歌の浦自然・歴史・文化支援機構」、「古都大宰府の風を育む会」では、若い世代の人材が少ないことを課題として挙げている。
- ・「とちぎ蔵の街職人塾」では、一般会員の増員を課題として挙げている。

○技術やノウハウの課題

- ・「しらかわ建築サポートセンター」、「とちぎ蔵の街職人塾」では、職人不足を課題としている。
- ・「古都大宰府の風を育む会」では、作業に必要なチェーンソー免許などの取得が課題としている。
- ・「都市・建築遺産保存支援機構」では、個別研鑽した技術の共有が課題としている。

○その他の課題

- ・「川越蔵の会」では、他の法人や団体とのネットワーク形成、制度の認知度が低く地域住民や関係団体からの理解や協力を得にくいことを課題としている。
- ・「まほろば自然学校」では、拠点がほしいことを課題としている。
- ・「古都大宰府の風を育む会」では、行政との協力を今後の課題としている。

歴史まちづくり計画の提案制度について

- 地域住民等のまちづくりに対する能動的な参加を促進するため、都市計画や景観計画では、市民やNPO等が計画の提案を行えることになっている。
- 歴史的風致維持向上計画については、現状このような提案制度は無いが、住民等が歴史まちづくり計画の作成を提案できるようにすることは、裾野を広げる上で有効ではないか。

景観計画の住民等の提案制度について

(景観法第11条)

■ 概要：景観行政団体に対し、住民やNPO法人が景観計画の素案を提案可能。

■ 提案対象者：

- ・住民等（所有権や借地権を有する者）
- ・NPO法人等

■ 提案の条件：

- ・対象地域の3分の2の同意（人数、土地面積）
- ・0.5 ha以上の規模
(条例により特に必要な場合は0.1 ha以上に定めることが可能)

都市計画の住民等の提案制度について

(都市計画法第21条の2等)

■ 概要：景観行政団体に対し、住民やNPO法人が都市計画の決定や変更を提案可能。

■ 提案対象者：

- ・住民等（所有権や借地権を有する者）
- ・NPO法人等

■ 提案の条件：

- ・都市計画に関する法令上の基準に適合
- ・対象地域の3分の2の同意（人数、土地面積）
- ・0.5 ha以上の規模
(条例により特に必要な場合は0.1 ha以上に定めることが可能)

歴史まちづくり計画認定都市へのアンケート調査結果

○歴史まちづくり計画の作成に取り組んだきっかけとして、行政以外の方からの提案があったか？

⇒景観審議会（２）、一般市民、地元の清掃団体、学識者、市会議員、まちづくり協議会、国登録有形文化財所有者などが挙げた。

歴まち行政の普及啓発（自治体向けの参考資料）

○国交省では、自治体の取組の参考となる資料等を多数作成し、HPで公開。

○R6年度は、「歴史的風致維持向上計画認定都市**優良事例集**」を作成。

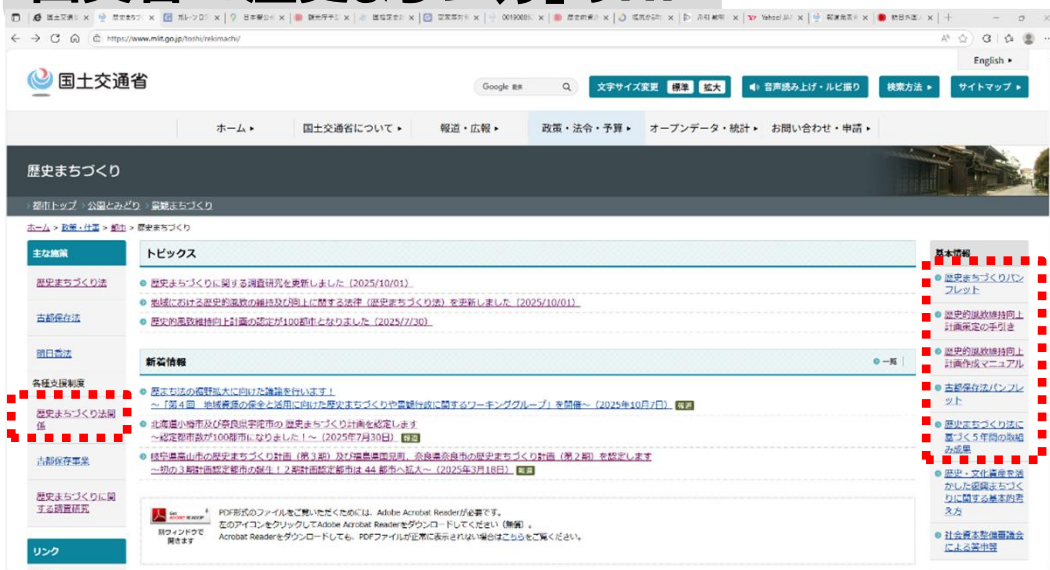
⇒計画作成や補助事業活用による整備、官民連携による歴史的建造物の保全活用、都市計画との連携、地域住民の取組等の計24事例を紹介。

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001912404.pdf>)

○R7年度は、自治体職員や、地域で活動する団体・事業者の歴史まちづくりの取組を促し、支援する**実践マニュアル**や**HP**を作成中。R7年度中のとりまとめ・公表を予定。

⇒歴史まちづくりを進めようとする際に生じる各種課題（機運醸成、合意形成、資金調達等）を解決するための手法やその手順、参考事例等を可能な限り具体的に紹介予定。

国交省「歴史まちづくり」のHP

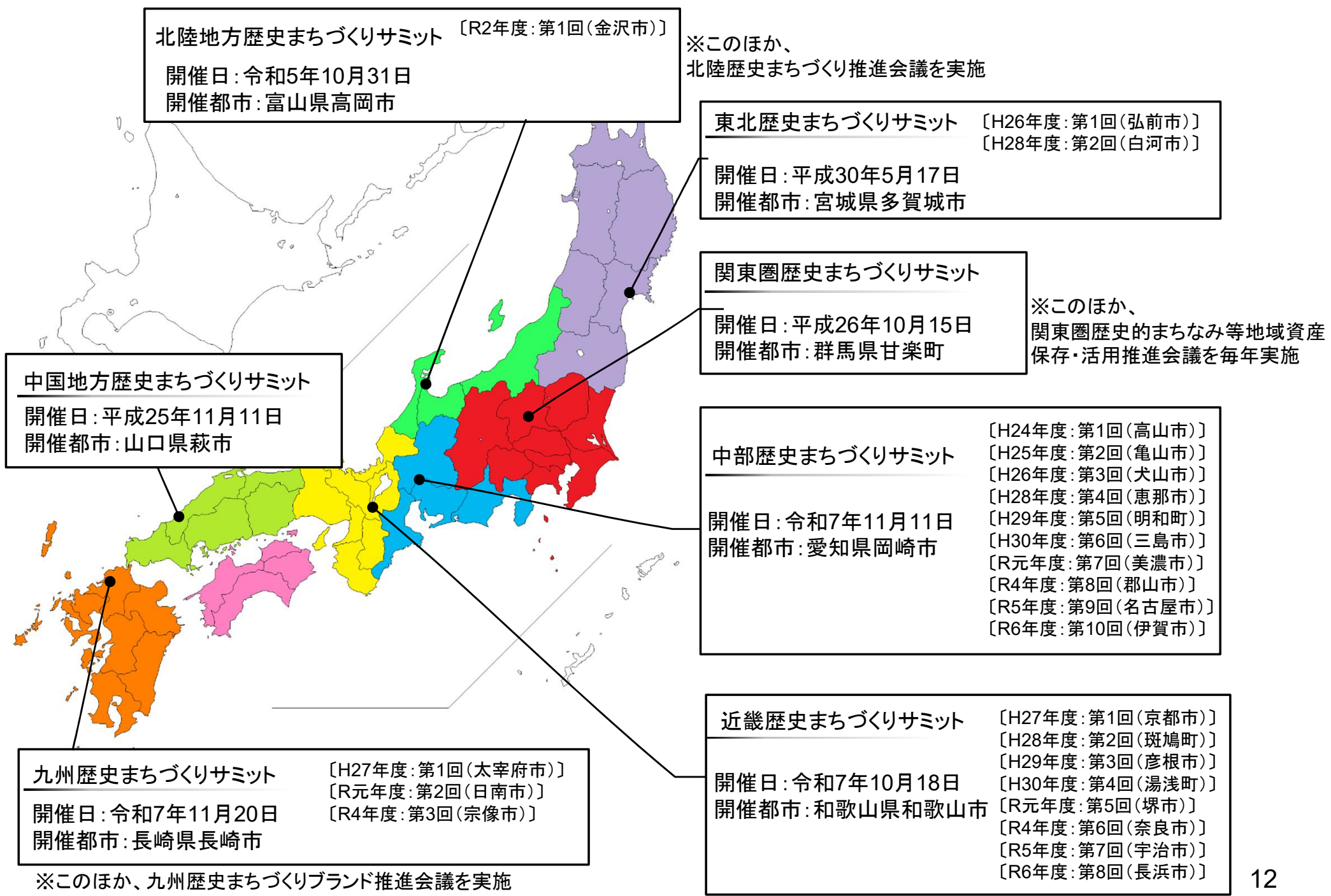


主な掲載資料

- ・歴史的風致維持向上計画認定都市優良事例集（R7.3）
- ・令和2年度 歴史的風致を構成する歴史的建造物等の保存・活用検討調査 報告書（R3.3）
- ・「歴史的風致維持向上計画」策定に向けた手引き（R2.3）
- ・「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアル（R2.3）
- ・歴史的風致維持向上推進等調査成果（H27.3）
- ・歴史まちづくり法に基づく5年間の取組み成果（H26.3）

※中国地方整備局建政部

『歴史・文化的資源を活かしたまちづくり参画ブック』



歴まち行政の普及啓発（歴まちカード）

- 歴史まちづくりに積極的に取り組む都市と地方整備局が連携し、歴まち認定都市の魅力をPRするため、歴まち認定都市の象徴的な風景写真や歴史まちづくり情報を紹介したカード型パンフレット（歴まちカード）を配布。
- 令和7年3月末現在では97都市98種類の歴まちカードが発行されており、中部、近畿及び九州ではカードフォルダーも配布している。
- 歴まちカードを発行している都市と配布場所をまとめた『全国版歴まちカードパンフレット』（<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001735401.pdf>）を作成。
- 関東地方整備局圏内（16都市で開催）では、H30.8～R1.8の1年間に約6万枚配布。新聞やラジオでも取り上げられ、カード目当ての観光客も増加し、まちの周遊性向上という効果もみられている。

全国版歴まちカードパンフレット



歴まち行政の普及啓発（Instagram）

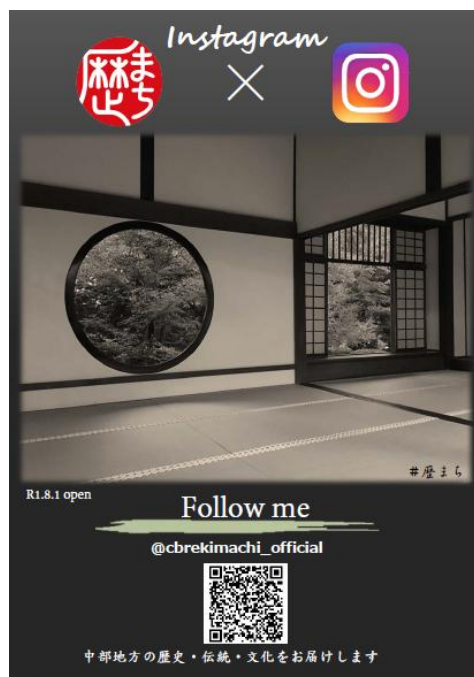
■地方整備局中心に、歴史まちづくりをPRするInstagramが開設されています。

中部地方整備局及び中部地方歴まち計画認定16都市で組織される「日本まんなか歴まち協議会」（R1. 8～）

九州地方整備局及び九州地方歴まち計画認定14都市で組織される「九州歴史まちづくりブランド推進会」（R3. 11～）

近畿地方整備局及び近畿地方歴まち計画認定14都市で組織される「近畿歴史まちづくり連絡会」（R7. 4～）

日本まんなか歴まち協議会
Instagram



九州歴史まちづくりブランド推進会
Instagram



KYUSHU_REKIMACHI_OFFICIAL

論点

歴史的風致維持向上支援法人の活動が活発化する、あるいは指定を増やすためには、国としてどのような働きかけが必要か？

(例)

- ・指定した法人への支援を増やす（人材育成、活動資金）
- ・法人間のネットワーク形成や情報交換をサポートする
- ・指定した法人が自ら資金調達できるようノウハウを周知する

歴史的風致維持向上計画の民間提案を可能とする場合、留意点はあるか。

このほか、普及啓発を含め、歴史まちづくりを活性化していくにはどのような観点から施策に取り組んでいくことが有効か？